

新婚生活を応援します！

（広尾町結婚新生活支援事業補助金）

引っ越し費用



住居費

（家の購入費や家賃など
賃貸諸費）



詳しくはこちら！



夫婦ともに29歳以下の場合

最大 60万円

夫婦ともに39歳以下の場合
（夫婦ともに29歳以下の場合を除く）

最大 30万円

申請期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

＜支給対象＞ ※以下のいずれにも該当。 この他にもいくつか条件があります。

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに結婚した世帯
- 夫婦ともに結婚時の年齢が39歳以下の世帯
- 夫婦の所得合計額が500万円未満（収入額約670万円未満）であること。
- 対象となる住宅が広尾町内にあり、申請日に夫婦の両方または一方の住民票の住所がその住宅の住所となっていること。

＜対象となる費用＞ ※結婚新生活のため、申請期間中に支払った次の費用の合計額を支給

（1）住宅費用

- ①新規の住宅取得費用（新築・建売・中古）
- ②結婚に伴う住宅のリフォーム費用
 - ・結婚前1年以内の取得住宅、リフォームも対象となります。 【①、②共通】
 - ・リフォームは広尾町内業者が行う工事に限ります。 【②のみ】
 - ・広尾町住宅新築・リフォーム支援事業奨励金を受けている場合は、対象になりません。 【①、②共通】
- ③新規の住宅賃借費用（家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
 - ・勤務先から住宅手当が支給されている場合は、その額を対象費用から差し引きます。

（2）引っ越し費用（業者へ支払った実費）

＜申請・お問い合わせ＞ 広尾町役場 企画課 企画防災係

〒089-2692 北海道広尾郡広尾町西4条7丁目1番地

TEL:01558-2-0184 / FAX:01558-2-4933 / E-mail:k-kikaku@town.hiroo.lg.jp